

風営適正化法における許可・届出の対象となる営業

☆ 風俗営業、特定遊興飲食店営業 を営む場合は、公安委員会の許可が必要になります。

☆ 性風俗関連特殊営業・深夜酒類提供飲食店営業 を営む場合は、公安委員会への届出が義務付けられています。

業 種 別			定 義
風 俗 営 業	接 待 飲 食 等 営 業	1号営業 料理店、社交飲食店	キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食させる営業
		2号営業 低照度飲食店	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客席における照度を10ルクス以下として営むもの(前号に該当する営業を徐く。)
		3号営業 区画席飲食店	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5平方メートル以下である客席を設けて営むもの
	遊 技 場 営 業	4号営業 マージャン店・パチンコ店等	まあじやん屋、ぼちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
		5号営業 ゲームセンター等	スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるものを備える店舗その他これに類する区画された施設において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業(前号営業に該当する営業を除く。)
	特 定 遊 興 飲 食 店 営 業		ナイトクラブ等
性 風 俗 関 連 特 殊 営 業	店 舗 型 性 風 俗 特 殊 営 業	1号営業 ソープランド	浴場業の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業
		2号営業 店舗型ファッションヘルス	個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業(1号営業に該当する営業を徐く。)
		3号営業 スードスタジオ・個室ビデオ・のぞき部屋・ストリップ劇場等	専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場として政令で定めるものを経営する営業
		4号営業 ラブホテル・モーテル・レンタルルーム	専ら、異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。)の用に供する政令で定める施設を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業
		5号営業 アダルトショップ・大人のおもちゃ屋等	店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業
		6号営業 出会い系喫茶	店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業
	無 店 舗 型 性 風 俗 特 殊 営 業	1号営業 派遣型ファッションヘルス等	人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
		2号営業 アダルトビデオ等通信販売営業	電話その他の方法による客の依頼を受けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業で、当該物品を配達し、又は配達させることにより営むもの
	映 像 送 信 型 性 風 俗 特 殊 営 業	インターネット等利用のアダルト画像送信営業	専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達することにより営むもの
	店 舗 型 電 話 異 性 紹 介 営 業	テレホンクラブ(入店型)	店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者に対し、会話(伝言のやり取り含む。音声によるものに限る。)の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことにより営むもの
無 店 舗 型 電 話 異 性 紹 介 営 業	ツーショットダイヤル・伝言ダイヤル等(無店舗型テレクラ)	専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者に対し、会話(伝言のやり取り含む。音声によるものに限る。)の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐことにより営むもの	
深 夜 に お け る 酒 類 提 供 飲 食 店 営 業	バー、酒場等	バー、酒場等、深夜(午前0時から午前6時)において、設備を設けて客に酒類を提供して営む飲食店営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。)	